

# 敷島公園の管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和3年6月

## 1 基本的事項

### (1) 施設の概要

所在地	前橋市敷島町66番地
設置年月日	大正11年10月
敷地面積	17.8ha
主な施設・建物	陸上競技場(トラックフィールド面積 22,079㎡) 補助陸上競技場(トラックフィールド面積 19,342㎡) 野球場(球場面積:25,025㎡) 水泳場(屋内:50mプール、 屋外:25mプール、飛込プール等) サッカーラグビー場(グラウンド面積 14,962㎡) テニスコート(砂入り人工芝 10面)

### (2) 施設の設置目的

県内最高峰の運動施設を有した運動公園であり、県民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として設置している。

### (3) 指定管理者制度活用の目的

県内随一の運動公園として、県民の健康福祉の増進及び県内スポーツ振興のためには必要不可欠であることから県が設置している。

管理運営については、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、県民サービスを向上することが可能と考えられる。

### (4) 指定の期間(予定)

3年間(令和4年4月～令和7年3月)

理由:次期指定期間に、水泳場建替事業に着手するため、工事中・後の管理運営について、検討する必要があることから、指定期間を令和4～6年度の3年間とする。

### (5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を一部採用<sup>注)</sup>する。ただし、県内のアマチュアスポーツ以外のスポーツに関する利用料金を除く。

注)施設管理費用に対し、利用料金収入の不足が見込まれることから、(6)に定める額を上限(予定)として施設管理費用の一部を指定管理者に支払う。

### (6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額(予定)

596,745千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含む年間の総額)

### (7) 施設の管理運営方針

- ア 設置目的を達成するために施設の効率的かつ効果的な管理を行い、利用者の利便性の向上や管理経費の節減を図る。
- イ 県民のスポーツ・レクリエーションに関する活動を促進するための事業を、最小の経費で最大の効果が出るように実施する。
- ウ 利用者の意見を管理運営に反映させ、利便性の向上や事業内容の充実などの県民サービスの向上を図る。

## **(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）**

### ア 業務内容

- (ア) 公園施設の維持管理に関する業務
- (イ) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
- (ウ) 群馬県立公園条例第21条の3に規定する指定管理者が行う管理の業務
- (エ) 群馬県立公園条例第21条の4に規定する指定管理者が行う収受の業務
- (オ) 自主事業（指定管理者が自ら企画・立案する事業であって、敷島公園の設置目的の範囲内で行う事業）

### イ 要求水準

募集要項において、個々の事業区分ごとに具体的な要求基準を定める。

### ウ 成果目標

施設利用者数 64万人

その他、応募者にも具体的な成果目標を提示させる。

## **2 募集及び候補者選定等に関する事項**

### **(1) 募集の方法**

公募とする。ただし、申請者は群馬県内に主たる事業所（本社若しくは本店）を有する団体等に限り、その現場責任者が現場事務所に常勤することとし、公園や公園の類似実績を有する者とする。

### **(2) 審査の方法及び選定基準等（案）**

#### ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

#### イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、公園・造園分野に関する有識者、施設利用代表者から8名を選任した。

#### ウ 選定基準

- (ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- (イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。
- (ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できる

ものであること。

- (エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

#### エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

### 3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	令和3年6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継ぎ	令和4年1月～3月
指定管理期間開始	4月

### 4 （参考）現在の管理状況

#### (1) 施設の管理者

敷島パークマネジメントJV

#### (2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和元年度実績（単位：千円）

収 入		支 出	
指定管理料	200,856	人件費	97,735
利用料収入	30,325	維持管理費	93,916
その他(雑収入)	992	修繕費	10,955
		事務費	4,602
		その他(雑費、租税公課等)	24,704
収入合計	232,173	支出合計	231,913

#### (3) 施設利用の実績

令和元年度実績 競技施設利用者数 661,231人